

農業分野の労働環境改善をめぐる これまでの取組

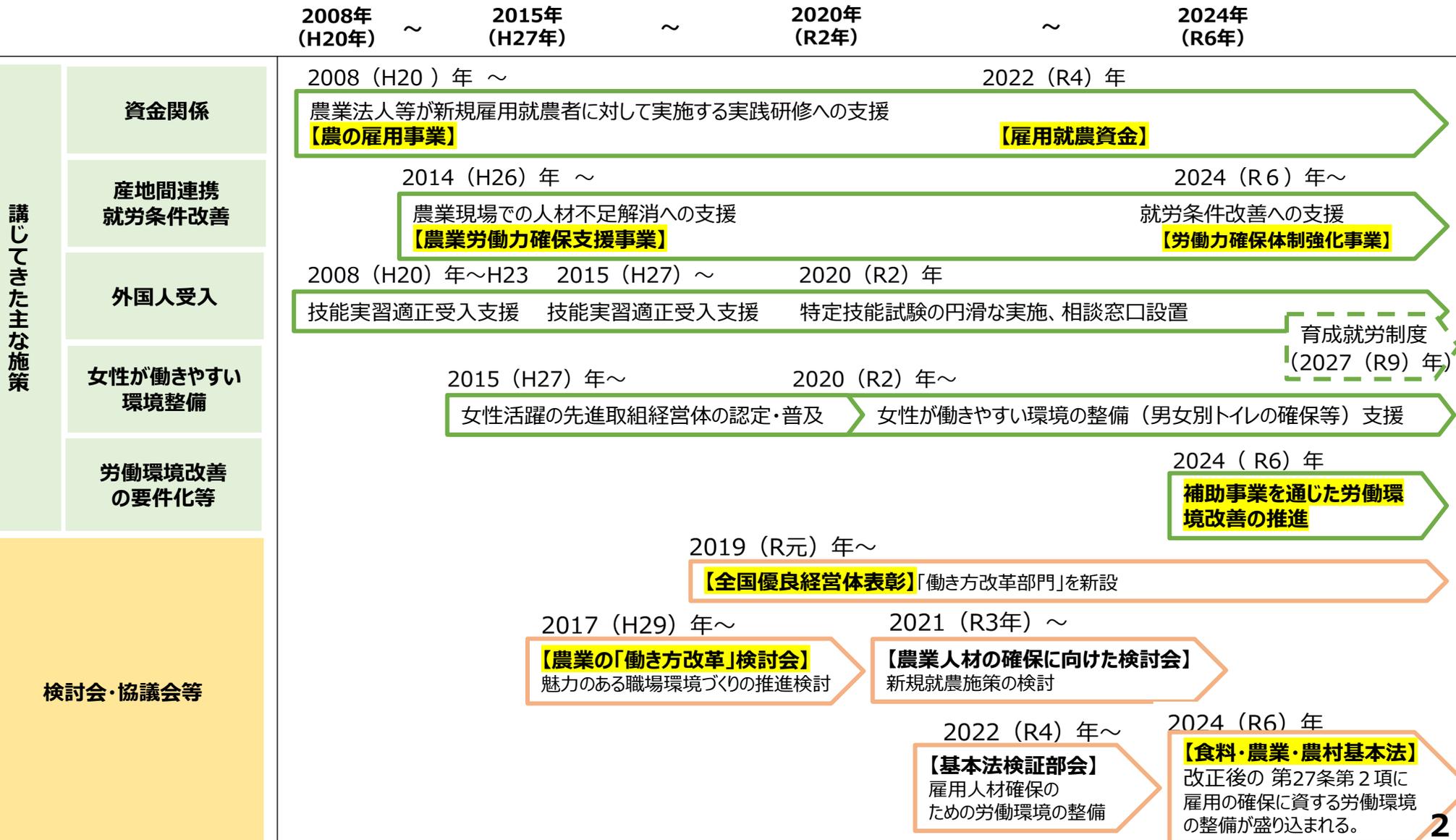
令和6年10月
農林水産省
経営局就農・女性課

目次

農業の人材確保に向けた主な施策の変遷	2
雇用就農資金について	3
農業労働力確保支援事業	4
労働力確保体制強化事業のうち就労条件改善タイプ	5
農林水産省の補助事業を通じた労働環境改善の推進（目指そう！ウェル・ビーイング経営）	6
農業の働き方改革の推進	7
農業の働き方改革の取組事例	8
農業分野の外国人材の受入れの状況	9
・（外国人材関係）改正法の概要（育成就労制度の創設等）	10
・（外国人材関係）制度見直しのイメージ図	11
（参考）各施策の概要	12
・新規就農者育成総合対策のうち雇用就農資金	13
・労働力確保体制強化事業（令和5年度補正事業）	14
・外国人材受入総合支援事業	15

農業の人材確保に向けた主な施策の変遷

○ 農林水産省ではこれまで、農業の雇用労働人材確保に向け、資金面での支援のほか、産地間連携や就労条件改善、外国人受入対策、女性の働きやすい環境整備、農林水産省補助事業における労働環境改善の要件化等の取組とともに、検討会・協議会等を通じて労働環境づくりのための意識啓発を推進。



■ 雇用就農資金の概要

- 雇用就農者の確保・育成を推進するため、農業法人等が49歳以下の就農希望者を新たに雇用する場合に資金（60万円×4年間）を交付。また、農業法人等が職員等を次世代経営者として育成するために実施する派遣研修を支援。
- 平成20年度から支援を開始し、旧制度（農の雇用事業）から通算して、これまで**3.5万人（延べ2.6万経営体）**を支援。

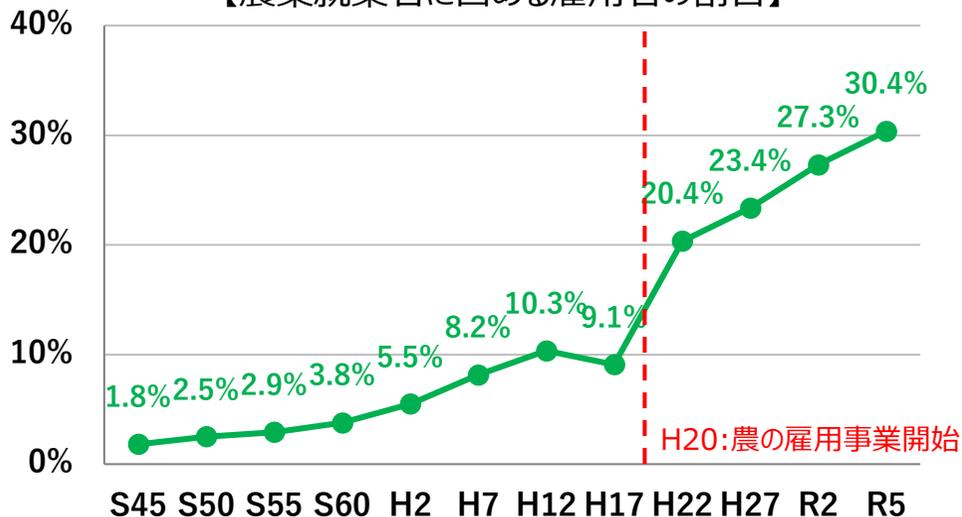
【主な要件】

- 農業の「働き方改革」実行計画の作成
- 休日、休憩時間の確保（労基法基準）**
- 雇用保険及び労災保険への加入**
- 以下の項目のいずれかに取り組むこと。
 - (ア) 年間総労働時間 2,445時間以内
 - (イ) 従業員の人材育成及び評価の仕組みを整備
 - (ウ) 農業の「働き方改革」に資する施設の整備（更衣室等）等

■ これまでの取組の成果

- 農業就業者に占める雇用者の割合は、事業開始以降、約3割まで増加。
- 事業を活用した経営体の約2割が**労務管理に取り組んだことがなかった**が、本事業を通じて就業規則等へ年間総労働時間の規定や人材育成・評価の仕組みを整備することなどに取り組み、**労働環境改善の大きなインセンティブとして機能**。

【農業就業者に占める雇用者の割合】



【令和4年度農の雇用事業採択者アンケートの結果】

【質問】

これまで労務管理に取り組んだことがあるか（複数回答可）

ホームページ等で情報収集して独力で改善に取り組んだ	38.4%
労働基準監督署や社会保険労務士等による「無料」の個別相談を受けて改善に取り組んだ	29.2%
社会保険労務士等による「有料」のコンサルティング等を受けて改善に取り組んだ	30.0%
取り組んだことはない	18.4%

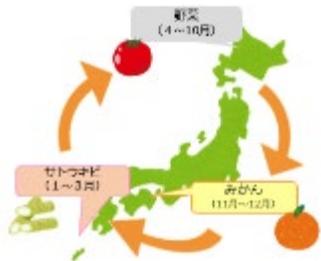
■ 農業労働力確保支援事業の概要

- 農業現場における人手不足を解消するため、他産地・他産業との連携等による労働力確保の取組を支援。
- 令和元年度から支援を開始し、**令和5年度までに57地区**が採択されている。

■ これまでの取組の成果

- 本事業で労働力確保アプリを活用した結果、**従来の求人よりも高い労働力マッチングを実現**できている（R5充足率90%）
- **求職者の約4割を会社員が占める**など、他産業企業の**副業人材等新たな層**を取り込むことができている。

■ 他産地・他産業との連携（例）



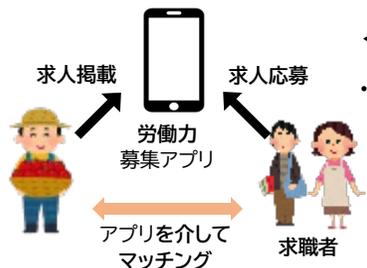
<産地間連携>

- 繁忙期の異なる複数産地で連携し、農繁期に必要な人材を確保
- 労働者は産地を移動することで通年で農作業に従事することが可能



<他産業との連携>

- 企業が社員に対し、農業による副業を促進
- 副業を希望する社員は、空き時間を活用して農作業に従事



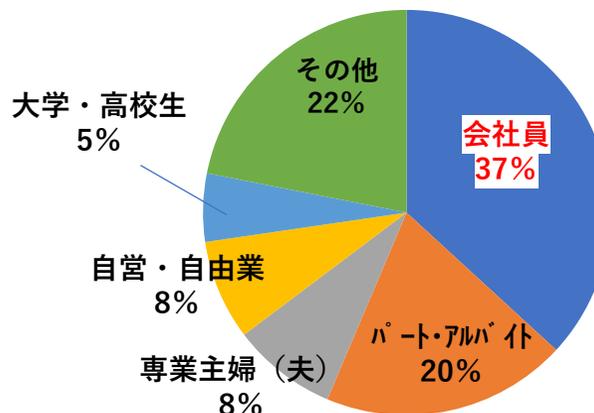
<労働力募集アプリの活用>

- 1日単位から農業アルバイトを行えるアプリを導入し、学生、主婦及び休日を利用した副業など、幅広い層から人材を確保

■ ハローワークと労働力確保アプリの充足率比較

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
ハローワーク	29%	27%	24%	26%
労働力確保アプリ	96%	88%	78%	90%

■ 労働力募集アプリ利用求職者の属性（職業）



■ 労働力確保体制強化事業のうち就労条件改善タイプの概要

・農業経営体・地方公共団体等で構成される地域協議会等による人材確保に向けた就労条件改善等の取組を支援。

■ 期待される取組の成果

- ・労働環境整備を通じた労働生産性の向上と雇用就農者の確保・定着の推進。
- ・労条件改善を通じて、多様な人材が働ける環境が整備されることにより、現在の労働市場に参加していない又は参加しているが余力のある人材にとっても農業界で活躍することができる先進事例となること。

NEW! **就労条件改善タイプ**

R5年度から労働環境改善に集中的に取り組む産地への支援(就労条件改善タイプ)を創設!

今雇っている従業員の満足度を上げるためには、どうしたらいいだろうか?

支援概要	就労条件や労働環境改善など、従業員の働きやすさを高める取組を支援 ☞事業活用イメージは、5ページを参照
実施主体	協議会※1等 ※1 農業経営体(3経営体以上)と関係機関(地方公共団体、農協等)を構成員に含むことが必須。
補助上限	ソフト経費:2,000万円※3 ※3 実施主体構成員のうち就労条件改善※4に取り組む農業経営体数×100万円(最大2,000万円) ※4 就労条件改善の取組は、就業規則や就労条件の見直しも対象。
補助率	定額

就労条件改善タイプ

★は取組必須項目

支援対象となる取組・支援経費の例

補助金額 協議会構成員のうち就労条件改善に取り組む農業経営体数×100万円(最大2,000万円)

- 働きやすい環境づくり計画の策定・推進**
 - 働きやすい環境づくり計画の策定や取組状況の把握
【就業規則などの見直し、給与福利、専門研修会等】
 - 協議会構成員(農業経営体)における現状の就労条件の把握と従業員の満足度調査
【調査のための研修、人材費等】

【取組内容について】
以下の取組を必須で実施してください。
①本事業で想定している就労条件改善事項について、取組開始前における状況
②①に対する従業員の満足度調査
- 働きやすい労働環境づくりのための研修等の実施**
 - 就労条件改善、労働環境に係る研修会の開催・パンフレットの作成
【会場費、講師の謝金・旅費、資料作成などの取組費等】
- 就労条件改善の取組** ※ 福祉・施設の対象外
 - 就業規則等の策定・見直し
【就業規則の見直し、就業規則の策定・見直し等】
 - 労働時間の短縮
【就業規則の見直し、就業規則の策定・見直し等】
 - 労働負担軽減のための見直し
【作業工程の見直し、作業工程の見直し等】
 - マネジメント体制の強化
【人事制度の見直し、人材費等】

↑ 作業効率UP
↑ 労働生産性の見える化
↑ 将来へのキャリアアップ展望
↓ 労働負担DOWN
- 就労条件改善を労働力の確保につなげるための取組**
 - 労働力ニーズの詳細や地域の状況の把握
【調査などの取組費、人材費等】
 - 求人広告の掲載
【求人広告の取組費】
 - 就職説明会への出席やイベントの開催
【会場費、会場費、PR費用などの取組費等】
 - 応募した労働者に対する研修会の開催
【研修会開催のための謝金、旅費、会場料等】

↓ ↓ ↓
魅力ある職場を実現するためのはじめの労働力の確保 一歩を、力強く支援します!

【事業説明動画】

労働力確保体制強化事業のご紹介

令和6年7月 農水省 作成

労働力確保体制強化事業のご紹介

5分でおさらい! 事業申請

令和6年7月 農水省 作成

労働力確保体制強化事業のご紹介

5分でおさらい! 活用事例

令和6年7月 農水省 作成

リーフレットや説明動画は、農水省HPの「農業の働き方改革」ページに掲載

https://www.maff.go.jp/j/keiei/nougyou_jln/zalikusel_kakuho/hatarakikata.html

【主な要件】

(労基法、各種保険制度への準拠)
以下の中から2つ以上選択して新規設定、改善・見直しに取り組む

- ・ 休日・休憩時間の設定
- ・ 36協定の締結
- ・ 割増賃金の支給
- ・ 労働保険への加入
- ・ 被用者保険への加入 等

(就労条件改善)
以下の中から1つ以上選択して取り組む

- ・ 給与額を前年度比増
- ・ 定期昇給制度の設定
- ・ 人事評価制度の設定
- ・ 育児休暇の設定
- ・ 介護休業の設定
- ・ 資格取得を促進する制度の導入 等

農林水産省の補助事業を通じた労働環境改善の推進（目指そう！ウェル・ビーイング経営）

■ 概要

- 農業における労働環境の底上げを図る観点から、労働基準法の適用除外・保険加入の特例が認められている項目について、令和6年度から補助事業等を通じた労働環境改善の推進に資する取組を実施。

■ これまでの取組の成果

- 農林水産省内158事業のうち、令和6年度に労働環境改善に資する取組を実施している事業は24事業。
（約1,800件の採択※：令和6年8月末時点）

<各種支援>



機械導入 施設整備 増産

農業経営体を支援対象とした一部事業について、労働環境改善の推進に資する取組（要件化、ポイント加算等）を実施

<取組の一例>

労基法関係

労働基準法で農業が適用除外の項目への対応（労働時間、休憩、休日、時間外及び休日労働、割増賃金等）
労働環境改善に関する研修実施 等

保険関係

労働保険・社会保険の加入

その他

賃上げ、役職手当の導入、定期昇給制度の設定、人事評価制度の設定、育児・介護休業、資格取得を促進する制度の導入 等

<取組事業の例>

みどりの食料システム戦略推進交付金
GAP拡大推進加速化
強い農業づくり総合支援交付金
経営発展支援事業、雇用就農資金
経営継承・発展等支援事業 等

農業経営体の
労働力の確保を推進！

+

従業員の働きやすさUP！



<取り組むメリット>

- 休日の設定等により、ワークライフバランスを意識した働き方ができる
- 短時間勤務、育児休業等により、子育て世代が働きやすくなる
- マニュアル策定等により、効率よく働くことができる
- 昇給制度、人事評価制度により、向上心を持って働くことができる

24事業（約1,800件の採択※）で事業を通じた労働環境改善に取り組む
（令和6年8月末現在）

※ 労働環境改善を要件として課しているものの、雇用者のいない経営体の抽出が困難な一部事業については、全採択件数を計上。

農業の働き方改革の推進

- 人口減少社会の到来等に伴う人手不足に対応するため、農業経営者や有識者をメンバーとした『**農業の「働き方改革」検討会**』を開催。現場の実例をもとに、段階的に取り組む具体的手法を「**経営者向けガイド**」として取りまとめ。
- 「**働き方改革**」**実行宣言サイト**を開設し、農業経営者からの、生産性が高く、「人」に優しい職場環境づくりの取組の宣言を紹介（現時点で**38経営体**が取組について宣言）。

農業の「働き方改革」検討会

農業の「働き方改革」検討会 開催経緯

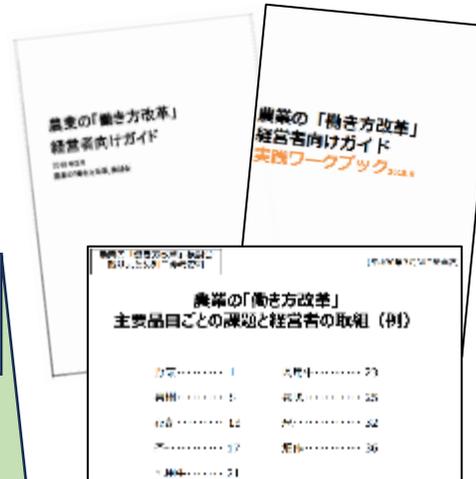
- 2017
12/19 第1回検討会 検討会の設置、農業の「働き方改革」が目指すものヒアリング①(委員の取組紹介)
- 2018
1/24 第2回検討会 農業高校生(都立園芸高校)との意見交換
- 2/9 第3回検討会 ヒアリング②
 山雅 FABRICANT 山下希氏(岡山・ぶどう)
 鹿児島黒牛美由紀牧場 上別府美由紀氏(鹿児島・肉牛)
 パナ農援隊 政久優実子氏
 南会津町 星太樹氏
 働き方改革に資する技術、農業・農村における女性の減少要因取りまとめの考え方(案)
- 2/28 第4回検討会 ヒアリング③
 阿部梨園 佐川友彦氏(栃木・梨)
 ベジーツ 山本裕之氏(長野・野菜)
 フクハラファーム 福原悠平氏(滋賀・稲作)
 取りまとめ骨子案
- 3/20 第5回検討会 取りまとめ(案)

【検討会の様子】



都立園芸高校で開催した第2回農業の「働き方改革」検討会の様子

【成果①】 経営者向けガイド等のとりまとめ



<経営者向けガイドの記載事項>

- 1 今こそ農業経営者に「働き方改革」が必要なとき
なぜ、農業経営者に働き方改革が必要なのでしょうか？
- 2 「働き方改革」への3つのステージ
 ステージ1 経営者が自らの働き方を見つめ直す
 ステージ2 「働きやすい」「やりがいがある」実感できる職場を作る
 ステージ3: 人材を育成し更に発展する

【成果②】 「働き方改革」実行宣言サイトの開設、実行宣言の募集・とりまとめ

<「働き方改革」実行宣言の例>

農業者の宣言

- ・農業を1つの働く職場の選択肢になるよう魅力を高めます。
- ・私たちは、小さなカイゼンを積み重ねます！
- ・私たちは、未来に投資します！
- ・ママ達が楽しく働ける職場を目指します！

学生の宣言

- ・最強の生産性で、最高の仲間たちと、最高級の農産物をつくる。
- ・事故0%、笑顔100%



農業の働き方改革の取組事例

- 農業経営の改善や地域農業の振興・活性化等に係る取組において優れた功績を挙げた農業者を表彰する『**全国優良経営体表彰**』において、生産性が高く、「人」に優しい職場環境作りを行っている経営体を表彰（働き方改革部門）している。

【令和5年度受賞者】

株式会社みっちゃん工房（熊本県益城町）

経営の概要

平成16年に親元に就農し、平成22年に経営継承、平成27年に法人化。女性でも栽培や作業がしやすい作物としてベビーリーフを栽培し、従業員の働きやすい環境の整備を実施。



取組のポイント

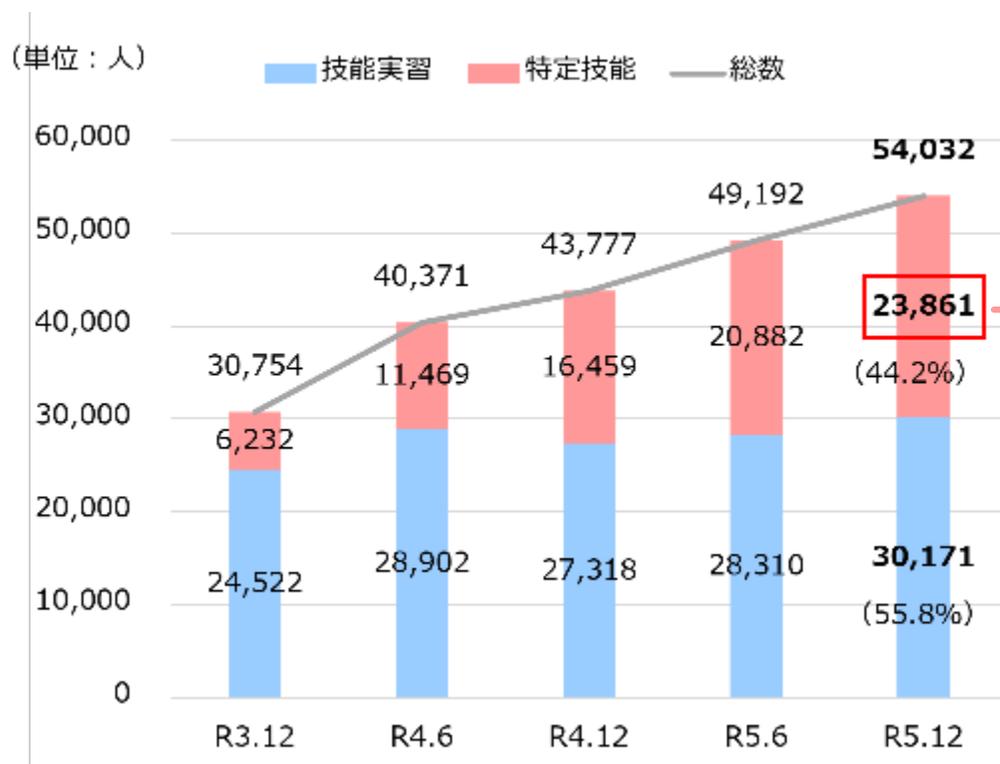
- **柔軟な働き方を可能にする勤務体系の整備等**
 - ・ 女性が多い職場のため従業員のライフステージが変化しても仕事が続けられるように、完全週休二日制や有給休暇の取得推進等を実施。
 - ・ 育児・介護休暇制度を利用した従業員全員の職場復帰を実現。
- **従業員との関係性向上と人材育成**
 - ・ 毎年、決算報告会を開催し、従業員への情報開示をすることで、従業員のコスト意識を醸成する場として機能。
 - ・ 新規の従業員に対しては、職業教育やキャリアアップの講習、経営理念や行動指針などの説明を実施。
 - ・ 働き方改革により、1人あたりの労働時間も月平均195時間から163時間に減少。
 - ・ 求人に対して県外からの応募があるとともに従業員の定着につながっている。

年度	受賞者名	経営作目	取組内容
R元	農事組合法人 濁川生産組合 (新潟県)	水稲 61.7ha 施設トマト 1.9ha その他野菜 2.5ha	・適材適所の人事配置や勤務管理表の活用、有給休暇取得の声掛け、産前産後休暇や育児休暇の導入による働きやすい環境整備 ・各種研修や地域会合への参加促進
R2	和泉 陣 (大分県)	施設ブドウ 2ha ネギ3ha	・ネギ収穫機、ビニールの巻き上げ設備の導入等、従業員の負担軽減 ・ブドウの高さ調整、休憩室・洋式トイレの整備等 ・マニュアル整備、倉庫の整理整頓、作業手順や役割分担の明確化
R3	セブンフーズ 株式会社 (熊本県)	養豚 26,636頭 キャベツ 14.0ha	・完全週休2日制の実施、有給休暇の取得推進、時短勤務制度の導入による柔軟な働き方の実現 ・階層的な組織体系を整備し、従業員と10年先のキャリアプランを話し合いつつ希望に応じた人事配置を行うなどのキャリアパスの整備
R4	株式会社 ニューズ (愛媛県)	柑橘 (17種) 12.6ha	・会社のビジョンに共感をもった人材の採用や定期的な個人面談や評価制度の導入による、スタッフが成長できる組織づくりを実施 ・配置転換や勤務形態の変更、作業工程やデータの把握、業務の見える化による業務改善を推進

農業分野の外国人材の受入れの状況

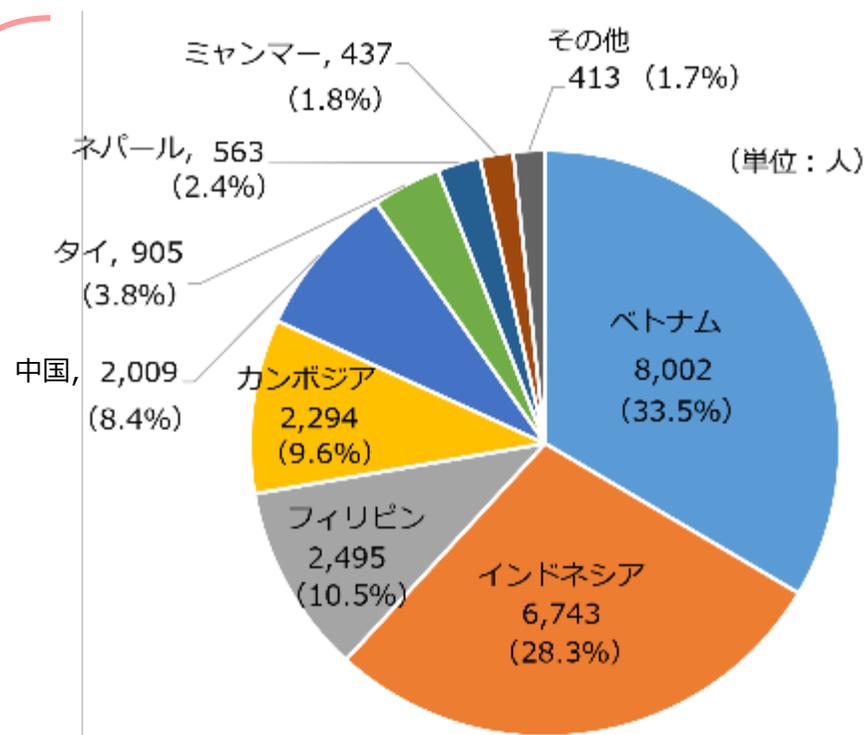
- 農業分野で働く技能実習生と特定技能外国人の総数は令和5年12月末時点で約5万4千人。
- 特定技能外国人は制度が創設された令和元年度からの5年間で約2万4千人となり、割合も年々増加。
- 国籍別ではベトナム、インドネシアの順で多くなっている。

農業分野の技能実習生数及び特定技能外国人数の推移



資料：出入国在留管理庁「職種・作業別 在留資格「技能実習」に係る在留者数」（令和5年12月末現在）及び
 出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数」（令和5年12月末現在）
 を基に農林水産省で作成

特定技能外国人の国籍別内訳



資料：出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数」（令和5年12月末現在）を基に農林水産省で作成

改正法の概要（育成就労制度の創設等）

技能実習制度及び特定技能制度をめぐる状況に鑑み、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として育成就労の在留資格を創設し、育成就労計画の認定及び監理支援を行おうとする者の許可の制度並びにこれらに関する事務を行う外国人育成就労機構を設けるほか、1号特定技能外国人支援に係る委託の制限、永住許可の要件の明確化等の措置を講ずる。（公布の日から原則3年以内に施行（注1））

（注1）準備行為に係る規定は公布即施行

入管法

1. 新たな在留資格創設

- 技能実習の在留資格を廃止。「**育成就労産業分野**」（特定産業分野のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの）に属する技能を要する業務に従事すること等を内容とする「**育成就労**」の在留資格を創設（注2）。

2. 特定技能の適正化

- 特定技能所属機関（受入れ機関）が1号特定技能外国人の支援を外部委託する場合の委託先を、登録支援機関に限るものとする。

3. 不法就労助長罪の厳罰化

- 外国人に不法就労活動をさせる等の不法就労助長罪の罰則を上げ。（拘禁刑3年以下又は罰金300万円以下→5年以下又は500万円以下 ※併科可）

4. 永住許可制度の適正化

- 永住許可の要件を一層明確化し、その基準を満たさなくなった場合等の取消事由を追加。ただし、特段の事情がない限り、在留資格を変更して引き続き在留を許可。

（注2）さらに、一定基準に適合する企業の外国事業所の職員が技能等を修得するための「企業内転勤2号」の在留資格を創設。

4. その他

- 季節性のある分野において、派遣形態による育成就労の実施を認める。
- 制度所管省庁が地域協議会を組織することができるものとし、地域の実情を踏まえた取組について協議を行うものとする。
- 施行までに技能実習生として入国した者は、施行後、現段階から次の段階までの資格変更（例：1号→2号、2号→3号）を一定の範囲で認める。

育成就労法（技能実習法の抜本改正）

1. 育成就労制度の目的・基本方針

- 法律名を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」(**育成就労法**)に改める。
- 育成就労制度は、育成就労産業分野において、**特定技能1号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、**当該分野における人材を確保**することを目的とする。
- 政府は基本方針及び分野別運用方針を定めるものとし、分野別運用方針において、各分野の受入れ見込数を設定するものとする。

2. 育成就労計画の認定制度

- 育成就労計画の認定に当たって、**育成就労の期間が3年以内（注3）**であること、**業務、技能、日本語能力その他の目標や内容、受入れ機関の体制、外国人が送出機関に支払った費用額等が基準（注4）**に適合していることといった要件を設ける。
- 転籍の際には、転籍先において新たな育成就労計画の認定を受けるものとし、当該認定は、①**やむを得ない事情がある場合**や、②**同一業務区分内であること、就労期間（1～2年の範囲で業務の内容等を勘案して主務省令で規定）・技能等の水準・転籍先の適正性に係る一定の要件（注5）**を満たす場合（**本人意向の転籍**）を行う。

3. 関係機関の在り方

- 監理団体に代わる「**監理支援機関**」については、**外部監査人の設置を許可要件とする**。監理支援機関は、受入れ機関と密接な関係を有する役職員を当該受入れ機関に対する業務に関わらせてはならないものとする。
- 外国人技能実習機構に代わる「**外国人育成就労機構**」を設立。育成就労外国人の転籍支援や、1号特定技能外国人に対する相談援助業務を追加。

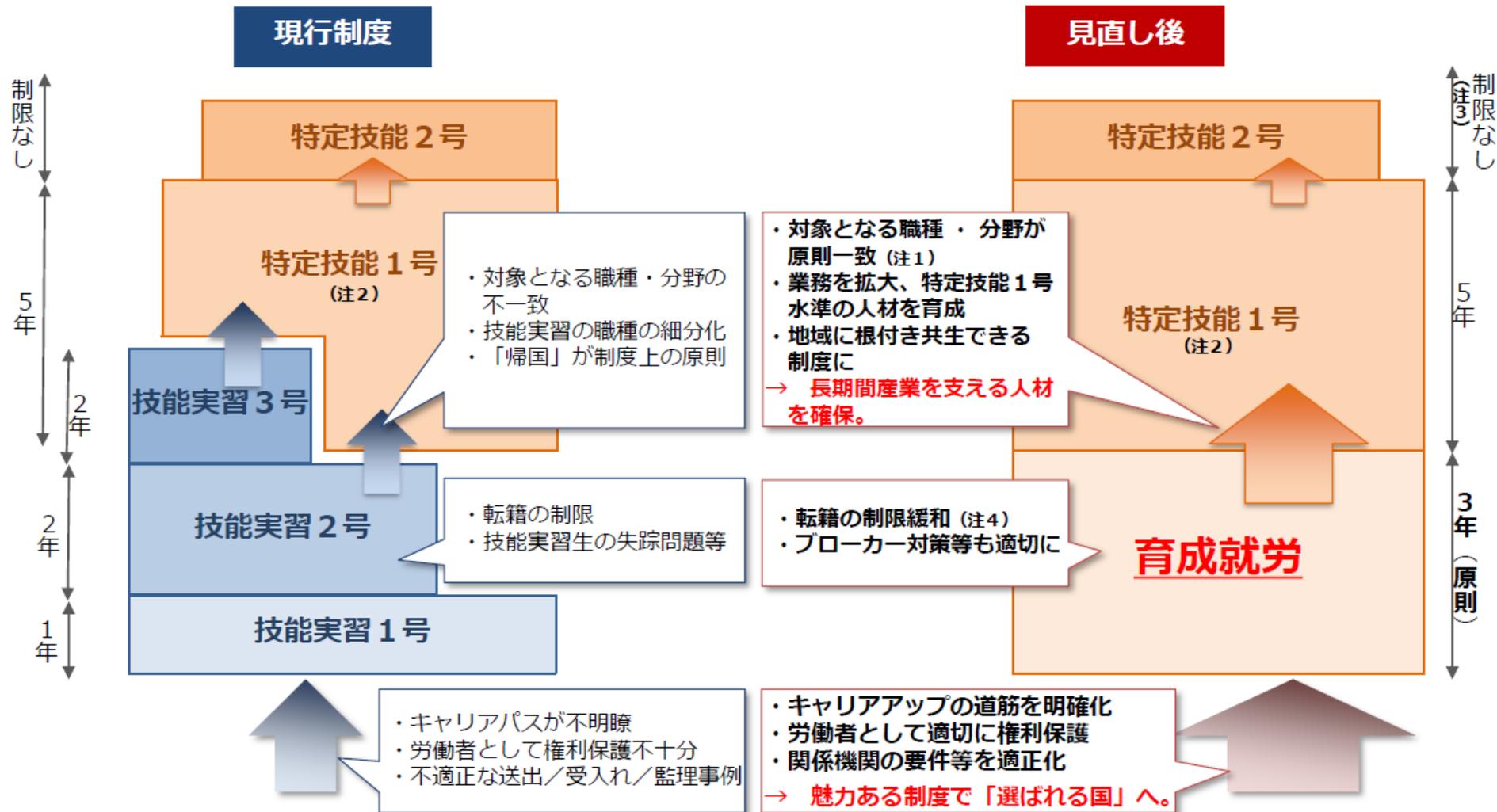
（注3）主務省令で定める相当の理由（試験不合格）がある場合は、最大で1年の延長可。

（注4）詳細な要件は、主務省令で定める。

（注5）詳細な要件は、主務省令で定める。具体的には、

- ・ 同一機関での就労期間については分野ごとに1年から2年の範囲で設定すること
- ・ 技能等の水準については、技能検定試験基礎級等及び分野ごとに設定するA1～A2相当の日本語能力に係る試験への合格
- ・ 転籍先が、育成就労を適正に実施する基準を満たしていることを要件とすることを予定している。

制度見直しのイメージ図



(注1) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定産業分野と原則一致させるが、国内での育成になじまない分野は育成就労の対象外。

(注2) 特定技能 1号については、「試験ルート」での在留資格取得も可能。

(注3) 永住許可につながる場合があるところ、永住許可の要件を一層明確化し、当該要件を満たさなくなった場合等を永住の在留資格取消事由として追加する。

(注4) 転籍の制限緩和の内容

- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに、手続を柔軟化。
- 以下を要件に、同一業務区分内での本人意向による転籍を認める。
 - ・ 同一機関での就労が1～2年(分野ごとに設定)を超えている
 - ・ 技能検定試験基礎級等及び一定水準以上の日本語能力に係る試験への合格
 - ・ 転籍先が、適切と認められる一定の要件を満たす

新規就農者育成総合対策のうち 雇用就農資金

【令和6年度当初予算額 12,124 (10,603) 百万円の内数】

<対策のポイント>

雇用就農者の確保・育成を推進するため、**農業法人等が49歳以下の就農希望者を新たに雇用する場合に資金を交付**します。また、**農業法人等が職員等を次世代経営者として育成するために実施する派遣研修を支援**します。

<事業目標>

40代以下の農業従事者の拡大

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 雇用就農者育成・独立支援タイプ

農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、農業就業又は独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を交付^{※1,2}。(年間最大60万円、最長4年間)

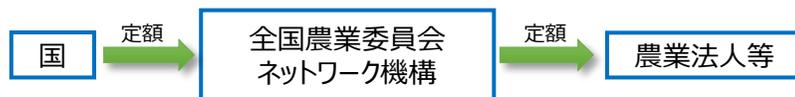
2. 新法人設立支援タイプ

農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す就農希望者を一定期間雇用し、独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を交付^{※1,2}。(年間最大120万円、最長4年間(3年目以降は年間最大60万円))

3. 次世代経営者育成支援タイプ

農業法人等が職員等を次世代経営者として育成するために異業種の法人・先進的な農業法人へ派遣して実施する研修にかかる経費を助成。(月最大10万円、最短3ヶ月～最長2年間)

<事業の流れ>



○ 雇用就農者育成・独立支援タイプ／新法人設立支援タイプ



<農業法人等の主な要件>

- 1 新規雇用就農者との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること(独立前提の場合は期間の定めのある雇用契約で可)
- 2 労働環境の改善^{※3}に既に取り組んでいる、又は新たに取り組むこと
- 3 過去5年間に本事業等の対象となった新規雇用就農者が2名以上の場合、農業への定着率が2分の1以上であること
- 4 研修内容等を就農に関するポータルサイト(農業をはじめの.JP)に掲載していること

<新規雇用就農者の主な要件>

- 1 支援終了後も就農を継続又は独立する強い意欲を有する**49歳以下**の者であること
- 2 支援開始時点で、正社員として採用されてから4ヶ月以上12ヶ月未満であること
- 3 過去の農業就業期間が5年以内であること

○ 次世代経営者育成支援タイプ

<派遣元農業法人等の主な要件>

- ・ 派遣研修生を研修終了後1年以内に役員等へ登用すること

<派遣研修生の主な要件>

- ・ **原則55歳未満**の者であること



※1 新規雇用就農者の増加分が対象
※2 就農希望者が多様な人材(障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等)の場合は年間最大15万円を加算
※3 休憩・休日・有給休暇の確保等に加え、①年間総労働時間の就業規則等への規定、②人材育成及び評価の仕組みの整備、③男女別トイレ等働き方改革に資する施設の整備のいずれか1つ以上を実施 [お問い合わせ先] 経営局就農・女性課 (03-6744-2162)

<対策のポイント>

農業現場における労働力不足を解消するため、**他産地・他産業との連携等による労働力確保**の取組を支援します。

<事業目標>

産地の労働力不足への充足

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農業労働力確保支援

産地内における労働力確保を推進するための取組や、**繁忙期の異なる他産地・他産業との連携等による労働力確保**の取組を支援します。

【補助率：定額（上限350万円/年）】

また、**他産地・他産業との連携等による労働力確保**に取り組む場合、**確保した労働者の交通費・宿泊費**を支援します。

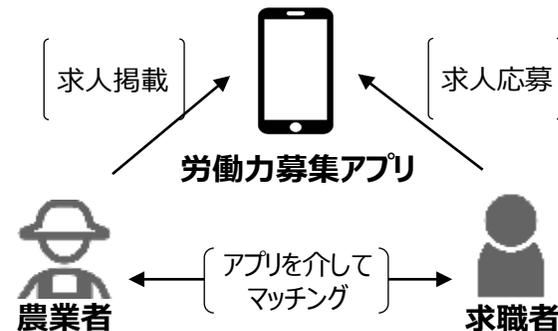
【補助率：定額（上限1,000万円）】

2. （令和5年度補正予算）働きやすい環境づくり緊急対策のうち労働力確保

体制強化事業

上記1の事業内容のほか、**地域協議会等が「働きやすい環境づくり計画」に基づき実施する就労条件改善及び労働力確保等のための取組**を支援します。

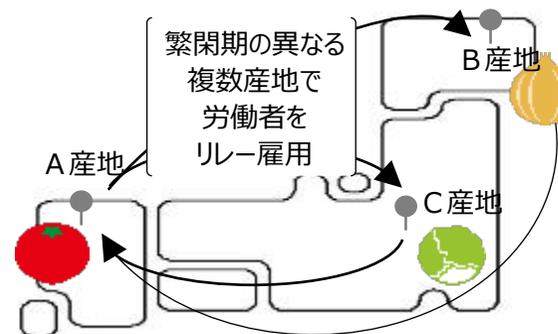
◆ 産地内における労働力確保（例：労働力募集アプリの活用）



支援対象となる取組例

- 産地でのアプリ導入・周知の実施
- 農業者向けのアプリ利用説明会や労務管理セミナーの開催
- 求職者向けの農作業紹介動画の作成

◆ 他産地・他産業連携等による労働力確保（例：労働者のリレー雇用）



支援対象となる取組例

- 産地の労働力不足状況（他産地から受入れが必要な労働者数等）に関する調査の実施
- 連携産地による共同での人材の募集

<事業の流れ>



【参考】労働力確保体制強化事業（令和5年度補正事業）

○ 経営体の魅力ある労働環境づくりを推進するため、**労働時間・休日の設定や保険加入などの就労条件改善に必要な取組を実施する地域協議会を支援するための「労働力確保体制強化事業」**を措置しています。併せてご活用ください！

＜事業リーフレットと内容のイメージ＞

労働力確保に悩む産地の皆様へ

労働力確保体制強化事業のご案内

待望の新メニュー追加!!

農業現場における労働力不足を解消するために
働きやすい就労環境づくりに取り組む産地を応援します！

NEW! 就労条件改善タイプ

※5年以内の労働時間短縮と休日増設に取り組む産地への支援（取組実施年度タイプを推奨）！

働きやすい就労環境づくりの推進による
従業員の満足度向上が期待できる。働きやすさの向上が期待できる。

産地間連携等推進タイプ

産地間の連携を促進し、効果的な求人募集活動の推進や人手確保支援を実施し、労働力確保の推進を支援。

支援対象	就労条件や労働環境改善など、従業員の働きやすさを高める取組を支援	産地における求人募集ツールの導入や他産地・他産業連携等を通じた労働力確保の取組を支援
実施主体	協議会 ^{※1} 等 ※1 農業者団体と産地農協（市町村と農業者団体）を事務局とするものが望ましい	地方公共団体、農協、協議会 ^{※2} 等 ※2 農協が協議会事務局に設けないことも可
補助上限	ソフト経費：2,000万円 ^{※3} ※3 業種・産地別のうち就労条件改善に特化した経費補助内訳：×100万円（最大2,000万円）	①ソフト経費：350万円 ②経費 ^{※4} ：1,000万円 ※4 産地間・産地間の連携による求人募集活動の取組に際して、産地間の交通費・宿泊費を支援
補助内容	定額	定額

(※) 費タイプを併用して実施することも可能です。

問い合わせ 農水省 経営政策課・女性課
（国産フル）
TEL:03-6744-2162

農水省HPは
こちらから

協議会
取組タイプ

産地間連携
取組タイプ

就労条件改善タイプ

支援対象となる取組・支援経費の例 ★は取組必須項目

補助金額 協議会構成員のうち
就労条件改善に取り組む農業経営体数×100万円（最大2,000万円）

★1.働きやすい環境づくり計画の策定・推進

- 働きやすい環境づくり計画の策定や取組状況の検証
【協議会事務局が作成し、産地農協、市町村等へ】
- 協議会構成員（農業者団体）における取組の就労条件の把握と従業員への満足度調査
【調査のための取組、人員費可】

【備金内割について】
以下の内容も必要で実施してください。
① 本事業で実施している就労条件改善取組について、取組開始前における状況
② 取組期間中、取組の進捗状況
③ 取組終了後の取組状況
④ 今後の取組の取組計画

2.働きやすい労働環境づくりのための研修等の実施

- 就労条件改善、労働管理に関する研修会の開催、パンフレットの作成
（企画材料、講師の確保、会場、印刷などの取組等）

★3.就労条件改善の取組 ※ 労働・就業の安定化が目的

- 就業規則等の検定・見直し
【労働時間や休日に関するソフトの検定・見直し】
- 労働時間の短縮
【労働時間の短縮、就業時間・休日確保の取組等】
- 労務管理の強化のための取組
【労働時間や休日に関するソフトの作成等】
- マネジメント体制の強化
【人事管理や人材確保の取組等】

↑ 作業効率UP
 ↓ 労働負荷DOWN

4.就労条件改善を労働力の確保につなげるための取組

- 労働力ニーズの把握や産地の状況の把握
【調査やアンケート、人員費等】
- 求人広告の掲載
【求人広告の掲載費】
- 就職説明会への出席やイベントの開催
【企画費、会場費、印刷費等の取組等】
- 応募した労働者に対する研修会の開催
【研修会開催のための取組、会場、印刷費等】

**魅力ある職場を実現するための最初の
労働力の確保** 一歩を、力強く支援します！

リーフレットや説明動画は、
農水省HPの「農業の働き方
改革」ページに掲載



https://www.maff.go.jp/j/keiei/nougyou_jin_zaiikusei_kakuho/hat_arakikata.html

<対策のポイント>

農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の各分野における外国人材の確保と適正かつ円滑な受入れに向けて、**外国人材の知識・技能を確認する試験の実施や現地説明・相談会の開催、働きやすい環境の整備等**に加えて、**外国人材に対する学習機会の提供の取組**を支援します。

<事業目標>

- 農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の分野における外国人材の確保
- 外国人材が働きやすい労働環境の整備の推進

<事業の内容>

1. 技能試験の円滑な実施

外国人材の知識及び技能を評価・確認するための**試験の作成・更新・実施**を支援します。

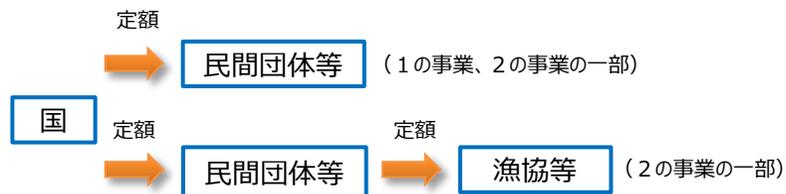
2. 外国人材が働きやすい環境の整備

農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の各分野で就労する外国人材が働きやすい環境整備等のために**相談窓口の設置、外国人材の労働環境の調査・分析、雇用主等への助言活動、優良事例の収集・周知等**の取組を支援します。

3. (令和5年度補正予算)働きやすい環境づくり緊急対策のうち外国人材の呼び込み体制の強化に対する支援

上記1、2のほか、農業分野において、海外の教育機関等と連携した**現地説明・相談会の開催**及び国内の外国人材に対して、農業知識や科学的な素養を学習する機会の提供に取り組む際に必要な**カリキュラム・コンテンツの開発**や**講習会開催**等の取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

○ 令和6年度予算

1. 日本で即戦力となり得る知識及び技能を有しているかを確認するために必要な試験の作成・更新、国内外での試験の拡大・実施
2. 外国人材等がアクセスしやすい相談体制の整備、外国人材の労働環境の実態把握と改善のための助言、雇用主による就労環境改善の取組事例の周知等

民間団体等

- | | |
|-------------|----------------------------|
| 1. 試験の作成・更新 | 試験の実施（農業・漁業） |
| 2. 相談窓口の設置 | 外国人材の労働環境の調査・分析、雇用主等への助言活動 |
| | 優良事例の収集・周知 等 |

○ 令和5年度補正予算

1. 海外で働く意向のある外国人材に対する、受験の促進と日本の農業現場への就労支援のため、現地説明・相談会を開催
2. 国内の外国人材への学習機会の提供

民間団体等

- | | |
|-------------|-------------|
| 現地説明・相談会の開催 | 学習機会の提供（農業） |
|-------------|-------------|

【お問い合わせ先】

(農業分野)	経営局就農・女性課	(03-6744-2159)
(漁業分野)	水産庁企画課	(03-6744-2340)
(飲食料品製造業分野)	大臣官房新事業・食品産業部食品製造課	(03-6744-1869)
(外食業分野)	外食・食文化課	(03-6744-2053)